

様

新居浜市監査委員 亀 井 利 行
新居浜市監査委員 福 田 幹 大
新居浜市監査委員 小 野 辰 夫

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和8年4月17日から同年7月1日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和7年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
議会事務局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局	令和8年4月17日から同年5月1日まで
消防本部・消防署	令和8年5月1日から同月27日まで
市民環境部	令和8年5月27日から同年7月1日まで

2 監査を実施した監査委員

亀 井 利 行・福 田 幹 大・小 野 辰 夫

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和7年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

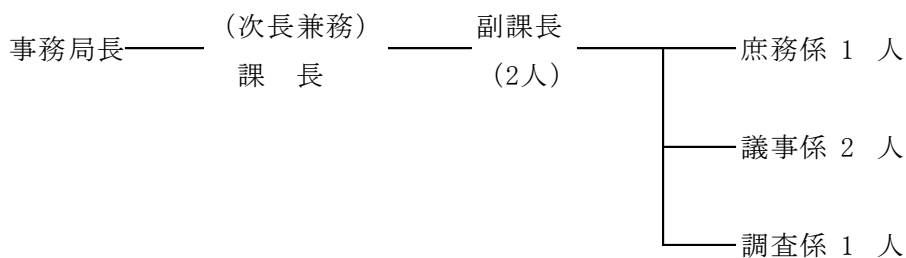
議 会 事 務 局

1 議会事務局の主な事務事業

議事課

- (1) 議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- (2) 議員の身分に関すること。
- (3) 議会図書室に関すること。
- (4) 市政の調査に関すること。
- (5) 本会議・委員会・議員全員協議会に関すること。
- (6) 議会の傍聴に関すること。
- (7) 議案の調査及び立案に関すること。
- (8) 請願、陳情等に関すること。
- (9) 議会の広報及び広聴に関すること。

2 職員の配置状況 8 人（令和 8 年 4 月 1 日現在）



3 令和 7 年度に実施した主な事業

(1) 市民との意見交換会

開かれた議会を目指し、市民の多様な意見を把握し政策形成に反映させるため、市民（団体）と議員が直接対話する意見交換会を開催した。意見交換会により、議会の活動に関する情報公開及び市議会への理解と関心の向上、政策形成への市民の意見や要望の反映が促進され、市政の発展が図られた。

4 議会の活動状況（令和7年度）

（1）本会議の開催状況

本会議	会期日数	本会議日数	一般質問日数	一般質問者数	傍聴者数
5月臨時会	1日	1日	0日	0人	4人
6月定例会	17日	5日	3日	13人	38人
9月定例会	18日	5日	3日	12人	51人
12月定例会	17日	5日	3日	12人	43人
2月定例会	24日	5日	3日	11人	15人

（2）常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の開催状況及び活動状況

ア 常任委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会 開催日数	所管事務 調査日数
企画教育委員会	9人	1年	企画部（港湾に関する事項を除く）、総務部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	9日	2日	4日
市民福祉委員会	9人	1年	福祉部、福祉事務所、市民環境部、消防本部及び消防署の所管に属する事項	9日	3日	4日
経済建設委員会	8人	1年	経済部、建設部、上下水道局、農業委員会の所管に属する事項及び港湾に関する事項	10日	3日	4日

イ 議会運営委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会 開催日数	所管事務 調査日数
議会運営委員会	7人	1年	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する 条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項	16日	0日	4日

ウ 特別委員会

委員会名	定数	設置	付 議 事 件	開催 日数	協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
都市基盤 整備促進 特別委員 会	8 人	R5. 6. 29	(1) 国道11号バイパス、県道及び都 市計画道路の整備促進に関する 調査 (2) 企業誘致(臨海・内陸型工業用地 の確保を含む)に関する調査 (3) 大島・荷内沖開発に関する調査 (4) 総合運動公園の建設に関する調 査 (5) 地域交通計画に関する調査	3 日	0 日	4 日
防災・災 害対策特 別委員会	8 人	R5. 6. 29	(1) 防災対策に関する調査 (2) 大規模災害時における問題調査 (3) 地域防災（消防団の在り方を含 む）に関する調査	5 日	0 日	4 日
人口減少 対策特別 委員会	8 人	R5. 6. 29	(1) こども・子育て対策（出生率アッ プを含む）に関する調査 (2) 定住・移住（Uターンを含む）政 策に関する調査 (3) 担い手・雇用対策に関する調査 (4) 健康寿命、健康増進政策に関する 調査	3 日	0 日	4 日
議会改 革・活性 化調査特 別委員会	1 0 人	R5. 6. 29	(1) 議会改革・活性化に関する調査	5 日	0 日	3 日
決算特別 委員会	2 0 人	R7. 9. 2	(1) 水道事業・工業用水道事業・公共 下水道事業会計決算の認定 (2) 一般会計・特別会計歳入歳出決算 の認定	5 日	0 日	0 日
予算特別 委員会	2 1 人	R8. 3. 6	(1) 一般会計・特別会計予算 (2) 水道事業・工業用水道事業・公共 下水道事業会計予算	4 日	0 日	0 日

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和8年6月4日付け）

（1）議会運営におけるICTの活用について

議会運営における採決事務については、迅速性及び正確性の確保並びに事務負担の軽減が求められるところであり、ICTの活用は有効な手段の一つと考えられる。本市においては既にタブレット端末が導入されていることから、その有効活用を図るとともに、市民に開かれた議会運営の推進の観点も踏まえ、採決の可視化等につながる取組が期待される。近年、他自治体においては電子的手法による採決の導入事例も見られることから、本市においても導入の可否を含め、その活用について検討されたい。

＜回答＞

タブレット端末による採決機能の導入は、採決結果が傍聴者にも分かりやすく、開かれた議会につながるものと考えます。しかしながら、導入の要否については、議会運営委員会において協議、判断されるべき事項でありますこと、さらに導入が決定した場合には、相応の費用負担、会議規則等の改正が必要となります。

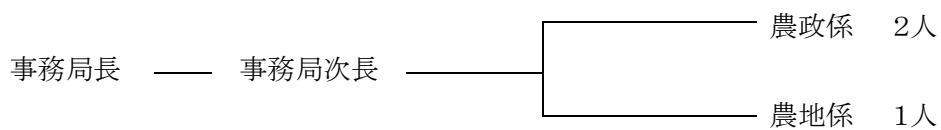
指摘事項を今期の議会運営委員会に伝え、必要に応じて先進自治体の視察等を含め、検討いただくよう働きかけを行ってまいります。

農業委員会事務局

1 農業委員会事務局の主な事務事業

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関すること。
- (3) 農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- (4) 農地法その他の法令に基づく農地等の利用関係の調整及び許認可事務に関すること。
- (5) 農地等の調査及び検査に関すること。

2 職員の配置状況 5人（令和8年4月1日現在）



3 農業委員会の開催状況（令和7年度）

会議名	回数	提出議案	可決	否決	保留・継続
総会	12	220	219	0	1
役員会	3	3	3	0	0
計	15	223	222	0	1

4 農地の権利移転状況（令和7年度）

区分	件数	面積（㎡）		
		田	畑	計
所有権移転	45	27,223.00	14,837.30	42,060.30
賃貸借権移転・設定	9	6,869.00	6,474.00	13,343.00
使用貸借権移転・設定	5	4,615.00	2,646.00	7,261.00
小計	59	38,707.00	23,957.30	62,664.30
合意解約（賃貸借）	41	16,335.07	12,129.40	28,464.47
合意解約（使用貸借）	9	7,409.00	1,172.00	8,581.00
小計	50	23,744.07	13,301.40	37,045.47
合計	109	62,451.07	37,258.70	99,709.77

5 農用地利用集積事業等の状況（令和7年度）

区分 年度	利 用 権 設 定（新規・再設定）									
	5年未満		5～10年未満		10～20年未満		20年以上		合 計	
	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)
令和3	88	71,444.23	63	51,142.00	8	8,061.00	0	0.00	159	130,647.23
令和4	127	102,786.71	19	18,472.00	9	8,354.00	0	0.00	155	129,612.71
令和5	154	135,223.07	41	32,583.00	26	14,284.00	0	0.00	221	182,090.07
令和6	148	116,400.91	117	102,969.70	81	65,770.00	0	0.00	346	285,140.61
令和7	0	0.00	137	106,591.00	11	12,555.00	1	1,176.00	149	120,322.00

区分 年度	年度末現在
	総面積（㎡）
令和3	555,897.98
令和4	549,999.37
令和5	582,197.71
令和6	603,411.71
令和7	563,708.07

6 農地の転用取扱状況（令和7年度）

用途地域区分	転用 区分	件 数	面 積(㎡)		
			田	畑	計
その他の区域	4条	4	1,410.00	0.00	1,410.00
	5条	137	69,519.65	40,228.10	109,747.75
	小計	141	70,929.65	40,228.10	111,157.75

注：4条…農地法第4条による農地の転用

5条…農地法第5条による所有権移転等を伴う農地の転用

7 指摘事項及び回答内容（回答は令和8年6月10日付け）

（1）組織の一体的運用の検討について

前年度の指摘に基づき、農林水産課との情報共有が進展したことは評価するが、組織の在り方については協議が進んでいない。担い手確保を担当する農政部門と農地利用適正化を推進する農業委員会事務局が分離していることにより、施策連携や情報共有に非効率が見受けられる。制度上の制約を踏まえつつ、事務局機能の集約や組織の在り方について、他自治体の事例も参考に協議されたい。

<回答>

県内10市について調査を行い、市長部局と農業委員会事務局とが統合されている他市の現状を把握します。また、今年度の「組織機構の見直し」に合わせて、人事課等と協議を行います。

（2）農地中間管理機構（農地バンク）の活用について

市内において耕作可能な農地が一定程度存在する一方で、担い手への集積・集約化が十分に進んでいるとは言えず、農地の有効活用の観点から課題が認められた。こうした中、農地中間管理機構（農地バンク）の活用は有効な手段であるが、制度の周知や利用促進の取組が十分とはいえない。

農業委員会においては、単なる農地把握にとどまらず貸付意向の掘り起こしや担い手とのマッチング支援など、主体的な関与を強化し、農地バンクを活用した集積・集約化の推進に積極的に取り組まれない。

<回答>

今後におきましては、ホームページや市政だより等の広報手段を活用し、制度の周知を行ってまいります。

農地中間管理機構（えひめ農林漁業振興機構）の活用については、農地のあっせん、管理等について機構と協議を行ってまいります。

また、機構が十分に活用できないことも予想されますので、市独自の農地バンク事業に取り組んでまいります。

選挙管理委員会事務局

1 選挙管理委員会事務局の主な事務事業

- (1) 選挙管理委員会の開催及び庶務に関すること。
- (2) 選挙常時啓発に関すること。
- (3) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (4) 不在者投票に関すること。
- (5) 選挙の執行に関すること。

2 職員の配置状況 4人 (令和8年4月1日現在)

(総務部総括次長及び総務課長兼務)

事務局長 ————— 事務局主幹 ————— 選挙管理係 2人

3 令和7年度に実施した主な事業

(1) 愛媛県議会議員補欠選挙

令和7年7月13日執行の愛媛県議会議員補欠選挙の適正な管理執行

当日有権者数 93,539人

投票者数及び投票率

38,065人 40.69%

<事業費> 20,764,987円

(2) 参議院議員通常選挙

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の適正な管理執行

当日有権者数 94,241人 (在外選挙人39人を含む)

投票者数及び投票率

(選挙区) 52,101人 55.28%

(比例代表) 52,082人 55.26%

<事業費> 37,730,626円

(3) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の適正な管理執行

当日有権者数 93,727人 (在外選挙人39人を含む)

投票者数及び投票率

(小選挙区) 52,537人 56.05%

(比例代表) 52,513人 56.03%

(国民審査) 50,607人 53.99%

<事業費> 38,843,196円

(4) 明るい選挙啓発ポスター・習字作品募集事業

明るい選挙啓発ポスター・習字作品の募集を市内小学校・中学校・高等学校の児童・生徒へ学校を通じて依頼し、その中から入選作品（60点）を、あかがねミュージアムアート工房展示スペースに展示するとともに、市ホームページへの掲載を行った。

＜事業費＞ 89,478円

4 指摘事項及び回答内容（回答は令和8年5月28日付け）

(1) 投票率の向上について

投票率向上に向け、商業施設における期日前投票所の開設や高校生等への啓発活動などを実施されているが、投票率の改善には至っていない。年代別の投票率を見ると、19歳及び20歳代前半で著しく低く、その後は年齢とともに徐々に上昇するものの、80歳代後半以降で大きく低下している。

現行施策は利便性向上や一般的な啓発にとどまり、十分とはいえないことから、要因分析を踏まえ、ターゲットを明確化した上で、効果検証を伴う施策の再構築を図りたい。また、高齢者については、投票意思があっても移動手段の不足や歩行困難等により投票を断念している者が一定数存在すると考えられる。重度障がい者については移動支援の拡充を予定しているとのことだが、これら高齢者の投票機会の確保に向け、投票方法の在り方について調査研究を積極的に進め、実効性のある方策を検討されたい。

＜回答＞

投票率向上に向けて、今後、近年執行された選挙における投票率の上昇又は低下に至った要因の分析を行った上で、令和9年度に行われる予定の統一地方選挙を目途に、対象や対策、効果検証を考慮した施策を検討するとともに、現行施策についても、より効果が上がるよう内容等の見直しを図ってまいります。

また、高齢や障がい等により、投票に行きたくても行けない有権者に対する投票支援策について、先進事例の調査研究や本市での実現に向けた検討を積極的に進め、投票環境向上につながる新たな取組を検討してまいります。

消防本部・消防署

1 消防本部・消防署の主な事務事業

(1) 消防総務課

- ア 消防行政の総合企画に関すること。
- イ 財産管理に関すること。
- ウ 消防統計に関すること。
- エ 消防団事務に関すること。

(2) 警防課

- ア 警防計画に関すること。
- イ 消防法令（火災予防関係及び危険物規制関係を除く。）の執行に関すること。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法の訓練指導に関すること。
- エ 災害現場活動の調査に関すること。
- オ 救急及び救助の統制に関すること。
- カ 消防地水利の整備に関すること。
- キ 消防用資機材の整備及び管理に関すること。
- ク 消防用車両の登録及び検査に関すること。
- ケ 消防団員の教養訓練に関すること。
- コ 水防に関すること。

(3) 予防課

- ア 予防業務の総合企画に関すること。
- イ 消防法令の危険物規制に関すること。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法（訓練指導に関するものを除く。）の執行に関すること。
- エ 消防用設備の設置指導及び統制に関すること。
- オ 火災の原因及び損害の調査報告に関すること。
- カ 火災等の証明に関すること。
- キ 新居浜市火災予防条例の運用統制に関すること。
- ク 高圧ガス保安法の執行に関すること。

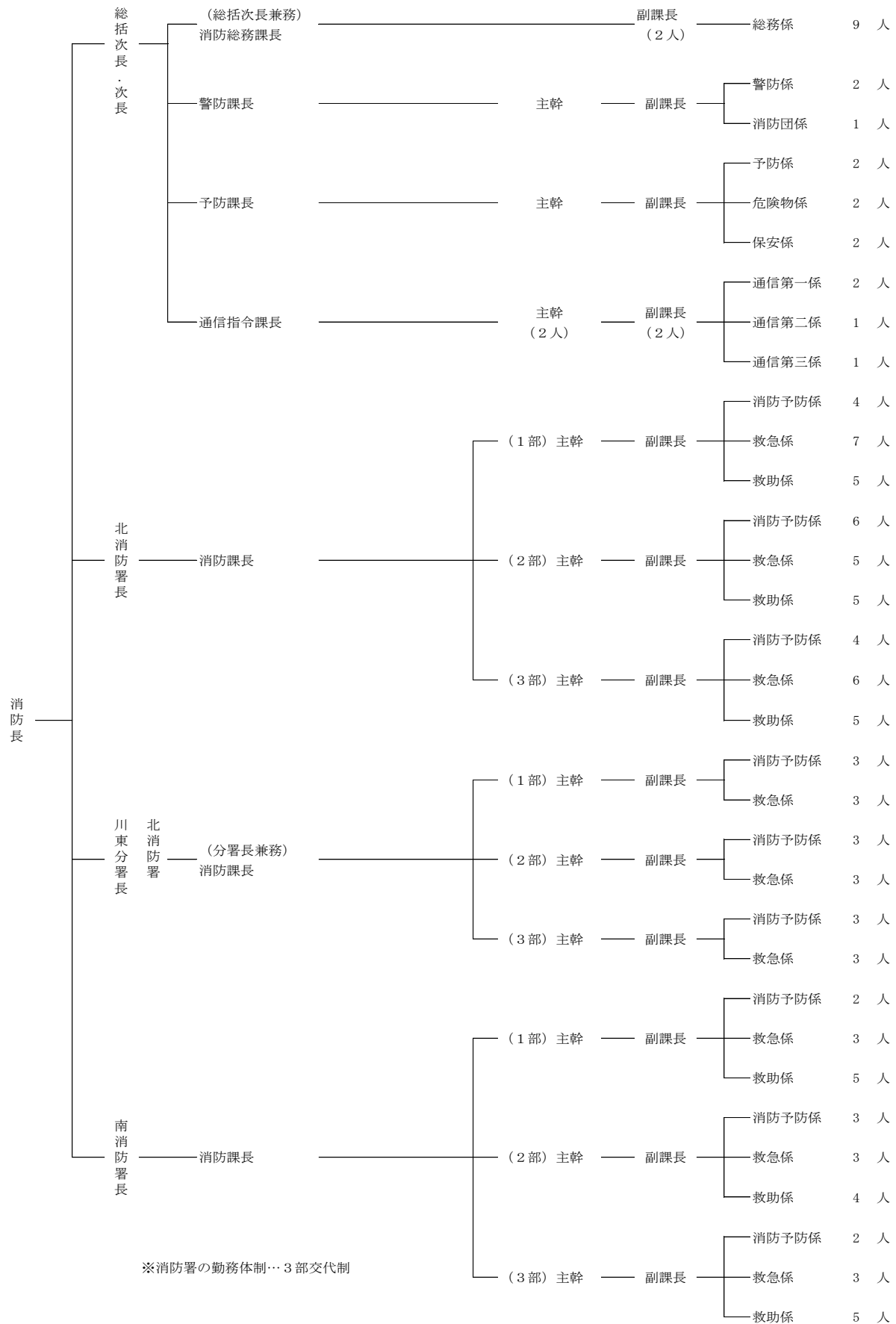
(4) 通信指令課

- ア 消防通信の運用統制に関すること。
- イ 通信施設の統轄管理に関すること。
- ウ 消防救急業務の指令及び誘導に関すること。
- エ 消防情報及び気象情報の集発に関すること。
- オ 無線通信の統轄に関すること。

(5) 北消防署・南消防署

- ア 災害の警戒防御に関すること。
- イ 救急救助業務に関すること。
- ウ 火災予防の普及宣伝に関すること。
- エ 自衛消防隊の訓練指導に関すること。
- オ 水防活動に関すること。

2 職員の配置状況 156人（令和8年4月1日現在） ※派遣を除く。



3 令和7年度に実施した主な事業

(1) 消防分団詰所整備事業

大規模災害時における地域の活動拠点施設として、また地域防災力向上を図るため、市内に22箇所ある消防分団詰所の計画的な整備・改修を行うことにより、災害発生時における消防団の初動体制の迅速化を確立し、地域防災力の向上及び団員の処遇改善が図られた。また、角野分団詰所の新築統合移転が完了したことから、旧分団詰所の解体工事を行った。

＜事業費＞	94,385,000円
【内訳】市 債	78,800,000円
一 財	15,585,000円
＜工事内容等＞	大規模改修、シャワー設置、空調設備改修工事 (大生院分団詰所、中萩分団岸の下詰所) 詰所解体工事(角野分団詰所、角野喜光地詰所)

(2) 南消防署及び消防指令センター整備事業

近い将来、発生が危惧されている大規模災害に対し、行政が機能不全に陥ることがないよう老朽化の進む南消防署の新築移転を行うことにより消防機能を強化する。また、新たに新居浜市、西条市、四国中央市の3市共同で運用する消防指令センターを併設することにより、消防行財政の効率化、広域的な相互応援体制の確立による災害対応力の向上を目指す。

＜事業費＞	29,988,000円	
	(現年分29,388,000円	繰越分600,000円)
【内訳】市 債	14,900,000円	
	(現年分14,700,000円	繰越分200,000円)
負担金	14,612,661円	
	(現年分14,233,111円	繰越分379,550円)
一 財	475,339円	
	(現年分454,889円	繰越分20,450円)
＜事業内容等＞	・消防指令センターシステム等設計業務 ・南消防署周辺道路設計業務委託	

(3) 消防指令システム更新事業

保守耐用年数を経過した消防指令システムの構成機器に対し、点検及び一部機能を更新整備しシステムの安定稼働を図ることにより、消防指令システムの24時間365日安定した稼働が維持される。

＜事業費＞	230,175,000円
【内訳】一 財	230,175,000円

4 令和7年中に発生した火災の状況

(単位：件、千円)

月別	件数	損害額	月別	件数	損害額
1	3	893	7	4	0
2	1	80	8	2	19
3	1	0	9	5	12,643
4	2	25,027	10	0	0
5	0	0	11	5	0
6	2	6,500	12	4	1,674
			計	29	46,836

5 令和7年中事故種別救急出動の状況

(単位：件、人)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
出動件数	3	0	1	479	42	18	1,137	14	51	4,404	696	6,845
搬送人員	2	0	0	452	42	18	1,097	14	39	4,114	640	6,418

6 指摘事項及び回答内容（回答は令和8年6月24日付け）

(1) 消防団の再編について

消防団については、人口減少の進行に伴い、団員の確保が困難となっており、定数792人に対し、令和8年4月1日現在645人と大幅な欠員が生じている。今後も同様の傾向が続くことが見込まれる中、現行の17分団体制を維持することは困難と考えられる。

このような状況を踏まえ、消防団組織再編基本計画策定専門委員会を設置し、市内各分団の実情を踏まえた検討が進められており、今年度中に消防団組織再編基本計画を策定する予定とされている。

については、地域防災力の維持・確保に十分配慮しながら、将来を見据えた実効性のある基本計画を策定するとともに、消防団組織の適正な再編及び持続可能な体制整備に取り組まれない。

(消防総務課)

<回答>

消防団については、地域防災の要として必要不可欠な存在であり、持続可能な消防団体制の整備は喫緊の課題と捉えております。そのため、令和7年度に消防団組織再編検討委員会を立ち上げ、「消防団組織再編基本計画（案）」を策定し、市内各分団の地域ごとの実情に応じた再編の方向性を取りまとめました。

令和8年度は、本計画を新居浜市長期総合計画の個別計画として策定するため、関係部局との協議・調整を行い、消防団組織の適正な再編に向け、将来を見据えた実効性のある基本計画を策定することで、持続可能な体制の整備に取り組んでまいります。

市民環境部

1 市民環境部の主な事務事業

(1) 地域コミュニティ課

- ア 市民活動の推進に関する事。
- イ コミュニティの振興に関する事。
- ウ ボランティア及び民間非営利団体に関する事。
- エ 自治会に関する事。
- オ 協働の推進に関する事。
- カ 国際化に関する事。

(2) 危機管理課

- ア 危機管理に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地域防災計画に関する事。
- ウ 水防計画に関する事。
- エ 災害対策本部に関する事。
- オ 自主防災組織に関する事。
- カ 国民保護計画に関する事。
- キ 国土強靱化地域計画に関する事。
- ク 防災訓練、防災情報に関する事。
- ケ 地域の防犯活動等の推進に関する事。
- コ 安全面における地域ネットワークづくりに関する事。
- サ 防災センターに関する事。
- シ 交通安全思想の普及に関する事。

(3) 人権擁護課

- ア 人権擁護に関する事。
- イ 住宅新築資金等貸付事業に関する事。
- ウ 人権問題の調査及び指導に関する事。

(4) 男女参画・市民相談課

- ア 男女共同参画施策の総合企画、調整及び調査に関する事。
- イ 男女共同参画施策の推進に関する事。
- ウ 男女平等の意識啓発に関する事。
- エ 女性団体の育成に関する事。
- オ 女性センター及び働く婦人の家に関する事。
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事。
- キ 計量に関する事。
- ク 市民相談に関する事。
- ケ 消費生活センターに関する事。

(5) 市民課

- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等の諸届並びに証明に関すること。
- イ 個人番号カードの交付に関すること。
- ウ 公的個人認証サービスに関すること。
- エ 埋火葬の許可及び火葬室の使用許可に関すること。
- オ 自動車臨時運行の許可に関すること。
- カ 人口動態の調査に関すること。
- キ 在留関連事務及び特別永住許可事務に関すること。
- ク 住居表示に関すること。
- ケ 町界及び町名等の整理に関すること。
- コ 国民年金に関すること。
- サ 船員法の事務に関すること。
- シ 市税に係る諸証明の発行に関すること。
- ス 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関すること。

(6) 環境エネルギー局 環境政策課

- ア 環境に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- イ 地球温暖化対策の推進に関すること。
- ウ 再生可能エネルギー等の普及及び導入促進に関すること。
- エ 環境に関する審議会等の運営に関すること。
- オ 市民環境活動の促進に関すること。
- カ 環境マネジメントシステムに関すること。
- キ 生活環境の保全及び指導に関すること。
- ク 墓地に関すること。
- ケ 犬の登録、野犬対策並びにねずみ族及び昆虫の駆除に関すること。
- コ 犬又は猫の引取り及び引取申出書の受付に関すること。
- サ 火葬場に関すること。

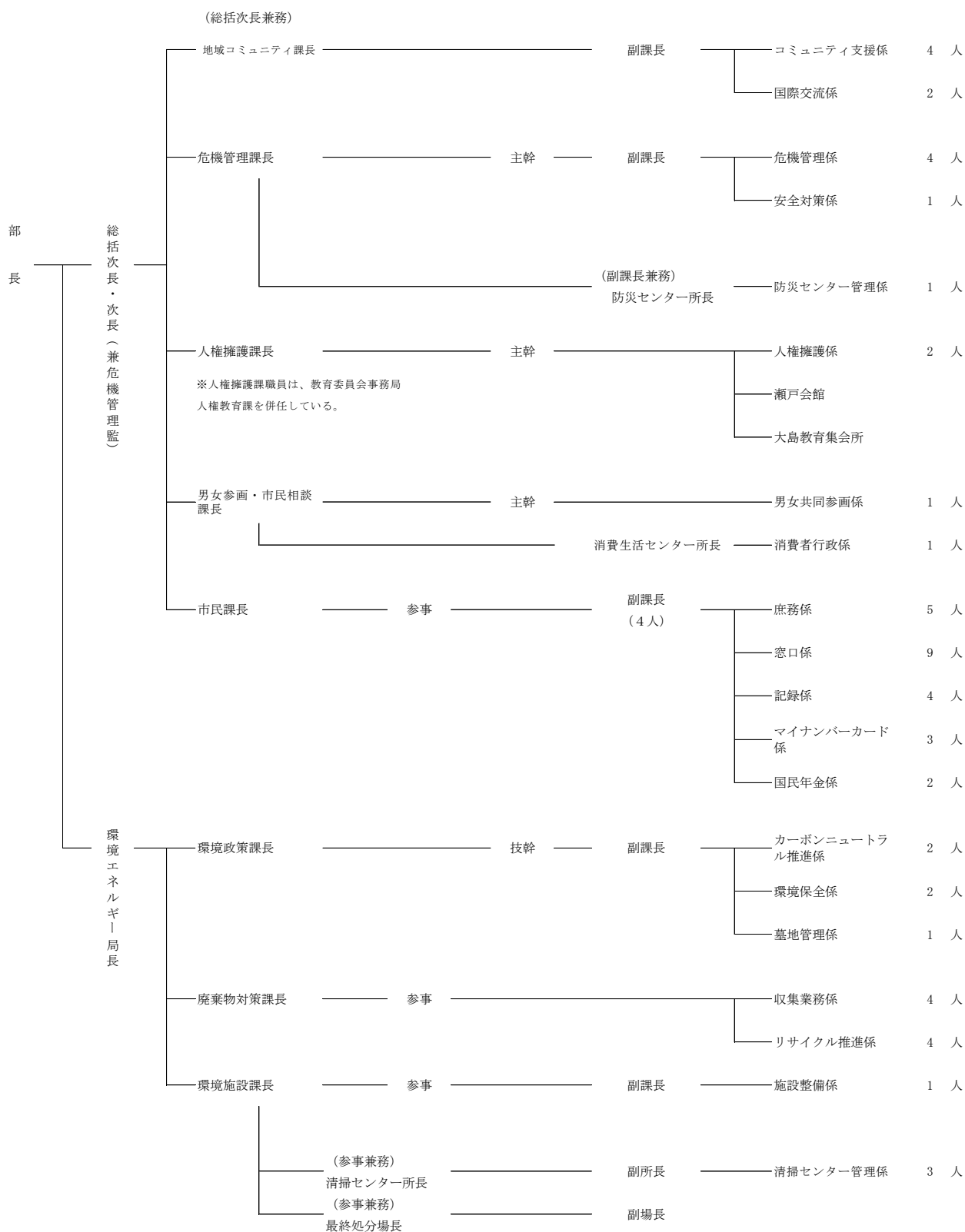
(7) 環境エネルギー局 廃棄物対策課

- ア 一般廃棄物処理計画に関すること。
- イ ごみの分別収集に関すること。
- ウ ごみの減量及びリサイクル推進に関すること。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可及び指導監督に関すること。
- オ まち美化の推進に関すること。
- カ 不法投棄物（陸上）の処理に関すること。
- キ 産業廃棄物（市長が定めたものに限る。）の指導及び調査に関すること。
- ク 犬猫等の死体処理に関すること。
- ケ し尿の収集に関すること。
- コ 浄化槽設置整備事業補助金に関すること。
- サ 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関すること。
- シ し尿及び浄化槽汚泥の共同処理に関すること。

(8) 環境エネルギー局 環境施設課

- ア 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。
- イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

2 職員の配置状況 85人（令和8年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和7年度に実施した主な事業

(1) 地域づくり促進事業

住民主体のまちづくりと持続可能な暮らしを実現するため、宮西校区及び中萩校区において、令和5年3月にそれぞれ協議会型地域運営組織が設立され、令和5年度から協議会の活動が始動している。中萩校区については令和6年3月に解散となったが、協議会の活動を通じて、地域づくりの醸成と地域内の様々な団体が連携協力して地域課題の解決に向けて取り組む体制を整えることができた。

＜事業費＞ 2,520,457円

(2) 防災センター管理運営事業

市民の防災に関する知識及び技術の普及並びに防災意識の高揚を図るため、新居浜市防災センターの管理運営を行った。

＜事業費＞ 5,283,989円

＜入館者数＞ R3 3,112人 R4 4,162人 R5 5,250人 R6 7,264人 R7 7,127人

(3) 男女共同参画推進事業

新居浜市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会づくりに全市民的、全庁的に取り組む総合調整、調査研究及び男女平等の意識啓発を促進するため、男女共同参画推進週間（8月1～7日）の実施、市政だより（8月号）への掲載、新居浜市女性活躍等推進事業所の認証等を行った。

男女がいきいきと活動できる男女共同参画社会の構築のため、男女共同参画計画のより一層の推進を図り、また男女共同参画推進条例に基づき、女性の社会参画への意識改革を進めることができた。

＜事業費＞ 78,127円

(4) 地球温暖化対策の推進

ア 新居浜市地球高温化対策地域協議会との協働

環境学習イベント等の実施や市役所及び図書館でのロビー展、市政だよりへの記事掲載等により、市民に広く意識啓発を行うことができた。

＜事業費＞ 82,000円

イ いはま環境市民会議との協働

多種多様な環境保全委託事業を実施することにより、幅広く多面的な環境活動の促進を図ることができた。

＜事業費＞ 37,000円

ウ 個人向け及び事業者向け太陽光発電設備導入補助事業

市内の住宅及び事業所等に太陽光発電設備を導入する事業に対し補助金を交付することにより、各家庭や事業者におけるエネルギーの地産地消の拡大を図り、温室効果ガスの削減に寄与することができた。

＜事業費＞ 個人向け 5,040,000円 事業者向け 11,900,000円

(5) ごみ減量化推進費

ごみ減量推進を目的に、生ごみ処理容器等購入補助、段ボールコンポスト講習会実施等による生ごみ処理容器等普及啓発、店頭回収等の利用の周知、レジ袋の削減推進

を実施することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進によるごみの減量化を図ることができた。

＜事業費＞ 595,951円

（6）ごみ収集事業費

ごみの減量や資源化を図りつつ、衛生的な生活環境を維持するため、生活系ごみについて、燃やすごみ、不燃ごみ、布類、プラスチック製容器包装、びん（色別）、缶、ペットボトル、古紙類及び有害ごみの分別による定期収集を実施した。業務委託により20,687tの家庭ごみの定期収集を行い、うち古紙・布類1,134tを直接資源化し、容器包装プラスチック893t、ペットボトル211t、びん・缶、有害ごみ731t等の資源ごみを清掃センターに搬入し、中間処理による資源化の推進を図った。

＜事業費＞ 290,111,438円

【内訳】

可燃ごみ収集業務委託	134,922,480円
びん・缶・有害ごみ収集業務委託	47,368,200円
古紙類収集業務委託	37,554,000円
プラスチック製容器包装収集業務委託	24,696,673円
ペットボトル収集業務委託	12,936,000円
不燃物・布類収集業務委託	16,368,000円
別子山地区ごみ収集業務委託	8,184,000円
大島地区ごみ収集業務委託	6,325,000円
缶収集用網袋等消耗品等	1,757,085円

（7）清掃センター施設整備事業

各ごみ処理施設について、法定点検・自主点検及び予防保全措置を実施し、施設の機能低下及び不具合を未然に防止するとともに、適正で安定的なごみ処理を行うことができた。

＜事業費＞ 433,290,000円

（令和7年度清掃センター定期点検整備工事 外）

（8）清掃センター改修事業

粗大ごみ処理施設及びリサイクル推進施設は稼働から15年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、基幹的設備改良工事により主要な設備を整備した。粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事及びリサイクル推進施設基幹的設備改良工事は令和8年3月に竣工し、令和22年度まで15年間の延命化ができた。

＜事業費＞（2か年継続工事）

粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事	1,270,500,000円
令和7年度	1,201,588,700円
リサイクル推進施設基幹的設備改良工事	385,000,000円
令和7年度	318,126,200円

（9）次期ごみ処理施設整備事業

清掃センターの焼却施設については、令和14年度までの稼働予定となっているため、次期ごみ処理施設について西条市との広域処理も検討し整備を行う。令和7年度から令和8年度までの2か年継続事業であり、新居浜市・西条市次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務

委託契約を締結し令和8年度の基本構想策定に向けて着手した。

＜事業費＞（2か年継続事業）

新居浜市・西条市次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託

13,057,000円

令和7年度 1,950,000円

4 使用料、手数料の調定収入状況

ア 一般会計

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
自動販売機設置使用料（自治会館）	25,647	25,647	0	0
認可地縁団体印鑑登録証明書等発行手数料	3,600	3,600	0	0
女性総合センター使用料	1,475,993	1,475,993	0	0
自動販売機設置使用料（女性総合センター）	73,619	73,619	0	0
戸籍謄（抄）本手数料	16,812,950	16,812,950	0	0
住民基本台帳手数料	13,978,800	13,978,800	0	0
印鑑証明手数料	7,427,400	7,427,400	0	0
印鑑登録手数料	860,400	860,400	0	0
その他証明手数料	388,500	388,500	0	0
自動車臨時運行許可手数料	168,750	168,750	0	0
船員手帳交付等手数料	50,700	50,700	0	0
計量検査手数料	264,570	264,570	0	0
火葬場使用料	3,259,300	3,259,300	0	0
自動販売機等設置使用料（斎場）	281,537	281,537	0	0
斎場敷地使用料	196,150	196,150	0	0
墓地使用料	4,746,000	4,746,000	0	0
畜犬登録手数料	1,712,600	1,712,600	0	0
狂犬病予防注射済票取扱手数料	2,459,230	2,459,230	0	0
ごみ処理手数料（廃棄物対策課） 一般廃棄物処理業許可申請手数料	232,000	232,000	0	0
ごみ処理手数料（廃棄物対策課） 一般廃棄物処理手数料	28,375,000	28,375,000	0	0
し尿処理手数料（滞納繰越含む）	3,893,417	3,877,731	0	15,686
し尿処理手数料督促手数料	1,900	1,900	0	0
し尿処理手数料（廃棄物対策課） 一般廃棄物処理業許可申請手数料	24,000	24,000	0	0
ごみ処理手数料 （清掃センター・最終処分場）	124,540,400	124,540,400	0	0
自動販売機設置使用料 （清掃センター）	274,751	274,751	0	0
旧衛生センター敷地貸付使用料	238,245	238,245	0	0

イ 特別会計

(単位：円)

平尾 墓園	区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	墓園使用料	15,466,000	15,466,000	0	0
	管理手数料	7,840,140	7,700,140	0	140,000

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和8年8月7日付け）

（1）時間外勤務について

時間外勤務等命令書の一部について、次のような不適切な事務処理が見受けられる。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

ア 時間外勤務システムへの入力誤りによる支給額の過払いが生じている。

（市民課）

＜回答＞

時間外勤務等命令書の確認・修正を行い、人事課を通じて対象者に戻入の依頼を行いました。以後、同様の事務につきましては課内でのチェック体制を強化して事務処理を行ってまいります。

イ 時間外勤務システムへの入力誤りによる支給額の過少払いが生じている。

（環境施設課（清掃センター））

＜回答＞

時間外勤務システムへの入力誤りにつきましては訂正を行い、支給額の過少払いは、支給の手続きを行いました。今後は、システムへの入力段階において、「時間外勤務等命令書」の照合を複数人で実施するなど、チェック体制を強化の上、間違いが生じることのないように対応いたします。

（2）新居浜市ごみ処理手数料収納事務委託について

新居浜市ごみ処理手数料収納事務委託について、契約及び告示関係事務が昨年度に引き続き適正に行われていないものが見受けられる。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。また、ごみ処理券は金券に準ずるものであることから、公金支出を伴うことを認識の上、年度末での返還や受払簿による管理等、適切に取り扱われていることが確認できるよう改められたい。

（廃棄物対策課）

＜回答＞

ごみ処理手数料収納事務委託における契約及び告示関係事務につきましては、手続きに係る準備段階からチェック体制を強化し、適正な処理を徹底いたします。

また、ごみ処理券の管理については、在庫数管理簿、店舗受払簿、店舗ごとの受渡数一覧を作成し、定期的に在庫数との突合を実施するなど、今年度から確実な管理を遂行いたします。

（3）新居浜市女性総合センターの今後の在り方について

新居浜市女性総合センターは、平成2年の開設以来35年以上が経過し、その間男女共同参画を取り巻く社会情勢や市民ニーズは大きく変化している。また、施設の老朽化が進むとともに、年間利用者数もピーク時と比較して大幅に減少している状況にある。

今後、人口減少や厳しい財政状況の中で公共施設の適正配置が求められることから、同センターについては、その設置目的や役割、利用実態及び利用者ニーズ等を十分に検証するとともに、機能の維持・充実の観点を踏まえながら、他の公共施設との機能統合や施設の統廃合を含めた今後の在り方について検討されたい。

（男女参画・市民相談課）

＜回答＞

新居浜市女性総合センターの今後の在り方につきましては、組織再編とあわせて協議を行っており、大きな方向性については部内で確認しております。

引き続き、施設の状況や利用者ニーズ等に関して検証を行うとともに、公共施設再編計画にも留意して、関連部局と連携しながら今後の施設の在り方について検討してまいります。

（４）三墓地（真光寺、土ヶ谷、黒岩墓地）の適正管理について

市営の真光寺、土ヶ谷及び黒岩墓地については、毎年多額の維持管理経費を要しているものの、使用者からの管理料徴収は行われていない状況が続いている。三墓地については、長年にわたり使用者調査及び承継手続きが進められており、現在約５６％の承継が完了しているところである。

受益者負担及び公平性の観点から、平尾墓園と同様に管理料を徴収する必要があると考えられるため、使用者が確定している区画から順次管理料を徴収するようこれまでも指摘をしているところであるが、具体的な進展は見受けられない。管理料徴収に向けた制度設計及び環境整備を早急に進め、適正な墓園管理の実現に向け取り組まれない。

（環境政策課）

＜回答＞

管理料の徴収については、受益者負担及び利用者間の公平性の観点から必要であると認識しており、令和１０年度からの徴収開始を目標として準備を進めているところです。

令和８年度当初に実施した墓地使用者アンケートにおいては、管理料徴収に対して約３割の反対意見が見られたものの、６割強の使用者からは「当然である」「やむを得ない」といった一定の理解が示されており、管理料の徴収方法等を含めた具体的な制度設計を進め、令和１０年度からの管理料徴収に向けて取り組んでまいります。

加えて、引き続き使用者調査及び承継手続きを進め、承継率の向上を図るとともに、無縁化した墓所等の整理を行うことにより、墓地の適正管理に向け環境整備を進めてまいります。